

FREE

Kyushu

# CHIZAI

MAGAZINE

*For. Entrepreneur*



マンガでわかる!

「**転ばぬ先の知財**」  
のススメ

## “ふそく”の事態

創業者のみなさんにとって、この“ふそく”は  
「不足(足りないこと)」 あるいは  
「不測(予測がつかないこと)」 のどちらでしょうか？

おそらく、創業時には、その両方ではないでしょうか。創業時に足りないものは資金、人材、販売先など、予測がつかないことは、市場環境、為替変動、消費者ニーズなどです。

しかも、無事に創業を果たしても、ニセモノの登場、ライバル製品のリリース、顧客データの流出など、さらなる不測の事態が待ち構えています。不測だけに事前防止は困難ですが、そういったリスクは軽減する手立てがあります。その手立てのひとつが「知的財産」の活用です。

創業時は資金調達や販路開拓などの不足解消に追われて走り回り、不測の事態などは想像しづらいものですが、それは突然に訪れます。

けれども、「知的財産」を理解し、対策を講じていれば、不測の事態によるリスクを軽減できます。

不測の事態に遭う創業者に足りないのは、「知的財産に対する理解」です。

不測の事態の回避、転ばないための知恵が知的財産であり、それに対する理解が“ふそく”している創業者は、転んで立ち上がれなくなるかもしれません。

この冊子を手にとられたあなた、2つの“ふそく”の解決に向け、知的財産を有効利用してみてください！

## 創業を

## お考えの

## みなさんに

## 登場人物紹介



### 創業 スルオ

主人公。大手電機メーカーを退職。在職時は電子機器の開発エンジニアであり、現在はスマホに有名テニスプレイヤーの画像を映しプレスレットをすると、そのプレイヤーと同じスイングができるようになる超画期的な製品を開発中。



### 知財 マモル

スルオの地元で開業している弁護士・弁理士。スルオから知財に関する相談を受けたことをきっかけに、よく相談を受けるようになる。創業者にわかりやすい丁寧な対応をすることで地元ファンも多い。

## 目次

### 第1話

マネされるとこんなことが！

### 第2話

ビジネスには知財を！

### 第3話

権利侵害にご用心！

### 第4話

事前調査を忘れずに！

### 第5話

アイデアや顧客情報、漏れてます！

### 第6話

職務発明規程でインセンティブ向上！

### 第7話

知財によるアピール

### 第8話

困ったときの知財総合支援窓口

# 知的財産とは？

一般的に、知的財産の種類は以下のように整理されています。

## 創作意欲を促進

### 知的創造物についての権利

#### 特許権(特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年(一部25年に延長)

#### 実用新案権(実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

#### 意匠権(意匠法)

- 物品、建築物、画像のデザインを保護
- 出願から25年

#### 著作権(著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 著作者死後70年(法人は公表後70年、映画は公表後70年)

#### 回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

#### 育成者権(種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

(技術上、営業上の情報)

#### 営業秘密(不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

## 信用の維持

### 営業上の標識についての権利

#### 商標権(商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新あり)

#### 商号(商法)

- 商号を保護

#### 商品等表示(不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等表示の不正使用を規制

#### 地理的表示(GI)

(特定農林水産物の名称の保護に関する法律)

#### 地理的表示(GI)

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護

## 知的財産権に守られている製品

(イメージ例)

### 特許権

リチウムイオン電池や、画面操作インターフェイス(ズーム・回転等)に関する発明、ゲームプログラムの発明など

発明を保護  
(出願から20年)

### 実用新案権

電話機の構造に関する考案、ボタンの配置や構造など

物品の構造・形状の考案を保護  
(出願から10年)

### 商標権

電話機メーカーやキャリア各社が自社製品の信用保持のため製品や包装に表示するマーク商品やサービスに使用するマークを保護  
(登録から10年・更新あり)

### 意匠権

電話機をスマートにした形状や模様、色彩に関するデザインなど

物品等のデザインを保護  
(出願から25年)



# マネされるとこんなことが!



## 創業者必見 1

九州における知財関連の情報収集には  
九州経済産業局HPを  
ご覧ください

九州知的財産・特許

検索

九州経済産業局知的財産室では  
メールマガジンも発行  
していますので、  
ぜひご登録ください。

- **忙しさにかけないよう**  
創業時はとなく忙しいものです。製品開発や販路開拓、あるいは資金調達など、やることは数多く、知的財産まで頭が回らないかもしれません。しかし、いざ創業し、自社の製品が売れ出す…すると、売れているときはと足元をすくわれ、自社の製品が模倣されやすいものです。なぜ模倣されるか?それは売れているからです。販売好調の製品が突然理由もなく売れなくなるのは、もしかしたらあなたの製品の類似品が市場に出回ったからかもしれません。
- **ちゃんと事業を守っていますか?**  
知的財産権を取得せずにビジネスをはじめるとは、競合他社に対してどうぞマネしてください」と言っているのと同じようなものです。
- **ビジネスを守る、それが知的財産権です**  
売れる製品であるほど真似されやすいものです。その際に自社のビジネスを守るのが、特許権や商標権といった知的財産権です。知的財産権があれば、類似品の市場参入を防ぐこともできます。事業展開にあたっては知的財産権に対する意識も忘れないようにして下さい。

# ビジネスには知財を!



## 創業者必見 2

知的財産の効果や活用方法を学ぶには、  
実際に知的財産をビジネスに  
活用している企業から学ぶのが一番

特許庁では、そうした事例を  
「知的財産権活用企業事例集」  
としてとりまとめ、公表しており  
ますのでご覧ください。

知的財産権活用企業事例集

検索



- 知的財産権の効力**  
 特許権や意匠権、商標権等の知的財産権は、独占的に  
 実施(使用)でき、他者を排除することができる強い権利  
 です。このため、他者が権利を無断で使用すると「権利  
 侵害」となります。
- 真似させないためにも**  
 知的財産権を取得した後は、真似をさせない工夫も  
 必要です。そのためには自社製品が特許権などの知的財  
 産権に守られていることを示すなど、事前のアナウンス  
 をすることをお勧めします。
- 知的財産権はビジネスを有利に**  
 知的財産権の取得は自社のビジネスを守るだけでなく  
 相手先に対しても信用を与えます。また、他社と新規  
 に取引する際、知的財産権の有無を問われることもあり  
 ます。
- 番号は権利化の証**  
 登録された権利には特許番号や登録番号が付されま  
 す。自社製品に番号を表示することは、模倣品の抑制や  
 自社の信頼を高めることにもつながります。

# 権利侵害にご用心!



A社・B社の手紙の内容を、  
マモルに解説してもらおう。

A社：商品名がA社の商標権を侵害。  
商品名の使用の禁止。  
A社の損害を賠償。  
B社：パンフレット等に用いられている  
画像は、B社の著作物であり、  
著作権侵害。  
パンフレット等の画像の使用を中止。  
B社の損害を賠償。



(商品名)  
記憶の片隅にあった  
ある商品の名前を  
何気なく付けた。

(画像)  
ある会社の  
HPにあった画像が  
自分のイメージに  
近かったので  
そのままコピーして  
使用した。



## ■他社権利の事前チェック

他社の知的財産権の確認をおろそかにしていると、他社の権利を侵害してしまい、多額の損害賠償金の支払いなど、せっかく研究開発をして生み出した商品の販売等ができなくなり、事業を継続することができなくなるおそれもあります。

そうならないためにも、遅くとも製品発売やサービス開始前までに、他社の知的財産権を調査し、自社の製品・サービスが他社の知的財産権を侵害していないかを事前に確認する必要があります。

自前で確認することが難しい場合には、弁護士や弁護士等の専門家に相談することもひとつの手段です。

## ■著作権への配慮も忘れずに

創業時には、自社HPを開設し、自社商品サービス等を掲載したり、パンフレット等を作成することが多いですが、その際、他社の画像等の著作物を無断で使用しないことに留意が必要です。他社の著作物を無断で使用した場合、著作権侵害として訴えられ、差止めや損害賠償請求を受ける可能性があります。

## ■ライセンスも視野に

もしも、他社の特許権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の使用が必要になる場合は、事前に権利者と交渉し、実施(使用)許諾(ライセンス)を得る必要があります。

## ■専門家からのアドバイス

○他社の特許・商標等の知財を事前に調査して他社権利の有無を調べ、侵害を避けること。

○他人のHP・パンフレット等の著作物を無断で利用しないこと

○そうしなければ、権利者から侵害している旨の警告を受け、最悪の場合、事業を撤退せざるを得なくなる。

## 創業者必見 3

知財の専門家である弁護士あるいは弁理士を探すには、以下のサイトが参考になります。

弁護士

弁護士知財ネット九州・沖縄地域会  
<http://www.iplaw-go.net/>

弁理士

弁理士ナビ(日本弁理士会)  
<http://www.benrishi-navi.com/>

# 事前調査を忘れずに!



## 創業者必見 4

### 特許等の情報検索ツール「J-PlatPat」

特許、実用新案、意匠、商標について、インターネットを通じて、誰でも、いつでも、どこからでも、無料で検索できるサービスとして「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」が提供されています。特許庁HPからもアクセスすることができますので、ぜひご活用ください。

特許庁HPでは [J-PlatPat\(外部サイト\)](#) バナーから、  
若しくは、  
「特許情報プラットフォーム」で検索してください。

特許情報プラットフォーム

検索

### ■ 特許情報の調査は 無駄な投資の回避につながる

他社の特許権等の事前調査は、他社への権利侵害を回避するとともに、他社の特許出願の内容から技術開発の動向を把握し、自社による重複した研究開発を防止することにもつながります。

特に、資金に余裕のない創業初期にとっては、他社が既に研究開発したものについて、知らずに無駄な研究開発投資を行うことは極力避ける必要があります。

### ■ デザインや商標のチェックも忘れずに

技術だけではなく、商品のデザインについては意匠権の調査、商品名・サービス名等については商標権の調査を行い、他社の権利を侵害することがないように注意する必要があります。

### ■ 会社名(商号)についての商標調査

会社設立にあたっての商号登記の際には、会社名である商号についても、他社の商標権に抵触しないように事前に商標調査し、他社の商標権を侵害することがないように社名を決める必要があります。

### ■ 商品形態の模倣禁止

意匠権が存在しないからといって、他人の商品発売から三年以内の形状(商品形態)を模倣すると商品形態模倣行為として不正競争防止法に触れる可能性がありますので、注意が必要です。

# アイデアや顧客情報、漏れてます！



## 創業者必見 5

### 営業秘密の類型

情報資産分類	情報資産分類に該当する主な情報の例
経営戦略に関する情報資産	経営計画、目標、戦略、新規事業計画、M&A計画など
顧客に関する情報資産	顧客個人情報、顧客ニーズなど
営業に関する情報資産	販売協力先情報、営業ターゲット情報、セールス・マーケティングノウハウ、仕入価格情報、仕入先情報など
技術(製造含む。)に関する情報資産	共同研究情報、研究者情報、素材情報、図面情報、製造技術情報、技術ノウハウなど
管理(人事・経理など)に関する情報資産	社内システム情報(ID、パスワード)、システム構築情報、セキュリティ情報、従業員個人情報、人事評価データなど
その他の情報資産	上記以外の情報資産

詳しく知りたい方は  
「営業秘密～営業秘密を守り活用する～」  
(経済産業省HP)

営業秘密

検索

■ **社内体制の整備**  
営業秘密保護には、日頃から漏洩防止に向けた社内体制を整備する必要がありますが、悪意のある社員からのみならず、悪意がなく漏洩するケースもあります。例えば、営業担当者による取引先の営業トークで知らないうちにノウハウが漏れることや、取引先からのクレームに、製造工程や図面等を基に説明したところ、ノウハウが流出したというケースもあります。悪意のない漏洩が生じないように、社員教育も同じく重要です。

### ■ 営業秘密の3要件

- ① 秘密管理性(秘密として管理されていること)
- ② 有用性(有用な営業上又は技術上の情報であること)
- ③ 非公知性(公然と知られていないこと)

### ■ 秘密の情報を法律で守る

こうした情報を保護する制度が設けられています。企業が有する秘密情報のうち、不正競争防止法の要件(注)をすべて満たしたものが「営業秘密」に該当し、これを不正に取得や開示等した行為を罰しています。

「秘密の情報を法律で守る」  
この法は、製造方法や製造ノウハウ、設計図面といった「技術情報」、顧客名簿、仕入先リスト、開発方針、販売マニュアルといった「営業情報」などを指します。しかし、情報は一度漏洩すると、取り戻して元の状態にすることが困難であるため、取り返しのつかない深刻な損害を受けるおそれもあります。

### ■ 企業にとって重要な秘密の情報

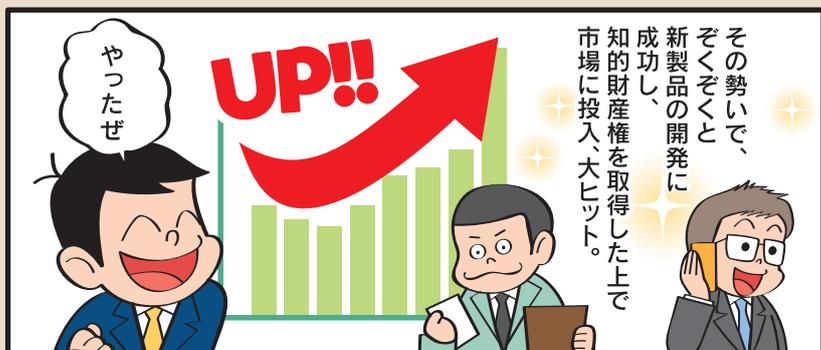
テレビ番組を見ていると「ここから先は企業秘密です」といふ言葉を耳にすることがあります。

企業には、多かれ少なかれ、競争力の源泉として重要な「秘密」にしている情報が存在します。

例えば、製造方法や製造ノウハウ、設計図面といった「技術情報」、顧客名簿、仕入先リスト、開発方針、販売マニュアルといった「営業情報」などを指します。

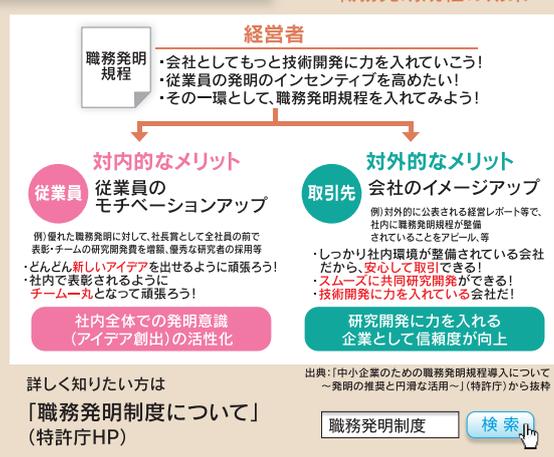
しかし、情報は一度漏洩すると、取り戻して元の状態にすることが困難であるため、取り返しのつかない深刻な損害を受けるおそれもあります。

# 職務発明規程でインセンティブ向上!



## 創業者必見 6

### 職務発明規程の効果



■ **従業員による職務上の発明とその取り扱い**

企業では、新たな技術や製品、サービスに向け、従業員が日夜、研究開発を行っています。このように従業員が企業での職務の範囲内で行った発明を「職務発明」と言い、この従業員による「職務発明」を社内でのように取り扱うかを定めたものが、一般的に「職務発明規程」と呼ばれています。

■ **特許を受ける権利**

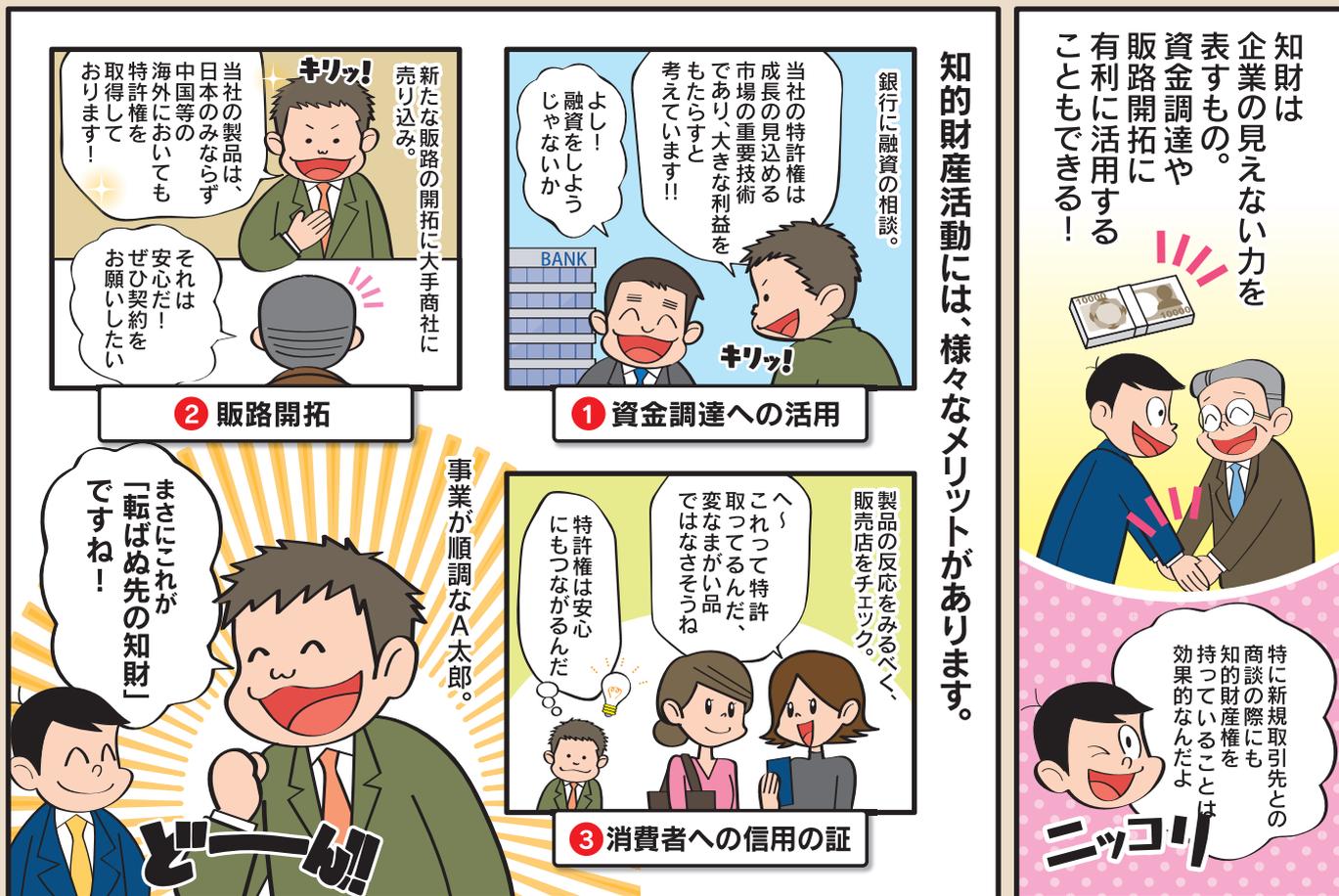
特許を受ける権利は、原始的には、その発明者である従業員のものとなります。一方、平成27年の法改正により、原始的に会社に帰属できるようにもなりました。そのためには、職務発明規程等において、「相当の利益を従業員に付与することにより、会社がその権利を取得すること」を定めておく必要があります。

■ **職務発明規程の導入は企業価値を高める**

では、なぜ職務発明規程の導入が重要なのでしょう。職務発明規程を導入することで左図に示すとおり、①従業員のモチベーション向上による社内全体での発明意識の活性化(内部効果)や、②研究開発に力を入れる企業として信頼度増大(イメージアップ)や大学や企業との共同研究がスムーズに行く等(外部効果)が生まれると言われています。

社内での活性化や企業価値を高めるためにも、こうした社内規程を整備しておくことが、創業時又は創業後の重要な準備のひとつといえます。

# 知財によるアピール



## 創業者必見 7

### 知財活用のメリット

#### 1. 有利な事業展開

- 類似品の参入を防止(牽制)し、自社に有利な事業実施ができ、さらには、事業を強くすることができる。
- 他社へのライセンスによる販路開拓の拡大が期待できる。
- 権利侵害に対して法的措置を講ずることができる。

#### 2. 自社ブランドの構築

- 顧客に対する自社の技術力等の信用性が高められる(取引の拡大)。
- 対外的にPRすることができる(特許で営業)。

#### 3. 自社技術力の向上

- 更に発展した技術開発(周辺技術等)の循環が生まれる。
- 自社技術をベースにした他社・大学との共同研究へと発展が期待できる。(新分野進出)

#### 4. 社員のモチベーション向上

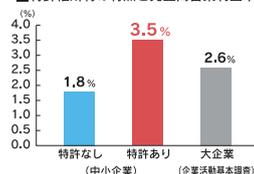
- 開発成果を「特許」というものさして客観的な評価をすることができ、研究者の自信にもつながる。
- 報奨制度や表彰制度の充実により、研究者のやる気を引き出すことができる。
- 社員一人ひとりの意識が高まって会社が元気になる成長する。

■ **金融機関へのアピール**  
 企業の事業性や中長期的な成長性を見極めるためにも、知的財産権を融資等の一つの判断材料に用いる金融機関も出てきています。

■ **知財活用のメリット**  
 知財活用のメリットには、独占他権であること(侵害に対する権利行使、ライセンス契約等)がありますがそのほかにも様々なメリットがあります(詳しくは「創業者必見7」参照)。

■ **知財保有の効果**  
 特許権を保有する中小企業は、保有していない中小企業よりも売上高営業利益率・「従業員一人あたり営業利益」とともに大幅に高いという統計データがあります。  
 因果関係は一概には言えませんが、知的財産権を保有することは、中小企業の経営にプラスに働くと言えるのではないのでしょうか。

■特許権所有の有無と売上高営業利益率



■特許権所有の有無と従業員一人あたり営業利益



出典：平成24年度中小企業実態基本調査(中小庁)・平成25年度企業活動基本調査速報(経済産業省)から作成

# 困ったときの知財総合支援窓口



創業者必見 8

中小企業の皆さんへ

## 知財総合支援窓口

経営の悩みや課題をおうかがいします

全国共通 ナビダイヤル

**0570-082100**

お気軽にお電話を！

相談無料

秘密厳守

窓口支援事例

掲載件数 **205** 件

詳細はこちら

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口にお近づきます

「自動ガイダンス」が流れた後に、知財総合支援窓口につながります。ご案内時間：平日8:30~17:30（土日・祝祭日は除く）

※窓口によっては、営業時間のご案内時間と異なる場合がございます。各窓口の営業時間については、[こちら](#)をご覧ください。

アイデア | 新しい技術 | 営業上の情報・ノウハウ | デザイン | ロゴマーク | 商品の名称

詳しく知りたい方は「知財総合支援窓口について」(知財ポータルHP)

知財ポータル  検索

知財総合支援窓口とは

中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談を、ワンストップで受け付ける窓口を全国47都道府県に設置しています。窓口支援担当者がヒアリングを通じて、経営課題を把握し、その課題に対応した知的財産活動を無料でご提案します。

知財専門家の活用

窓口では、出願手続のみならず、権利侵害の相談や職務発明規程の策定支援、事業化を支援する補助制度等の紹介などを行っています。高度な専門性を要する相談には、弁理士、弁護士やデザイナーなどの知財専門家を活用し協働してアドバイスします。

窓口に行かないと相談できない？

そんなことはありません。窓口にお越しただいて相談する以外にも、窓口支援担当者が企業に訪問し、相談の他、知財制度の概要や活用方法についてご説明します。

# ビジネスにおける

## 知的財産活動の

Business Merit

# メリット

Business Merit

1

### 有利な 事業展開

- 類似品の参入を防止(牽制)し、自社に有利な事業実施ができ、さらには事業を強くすることができる。
- 他社へのライセンスによる販路開拓の拡大が期待できる。
- 権利侵害に対して法的措置を講ずることができる。

Business Merit

2

### 自社ブランドの 構築

- 顧客に対する自社の技術力等の信用性が高められる(取引の拡大)。
- 対外的にPRすることができる(特許で営業)。

Business Merit

3

### 自社技術力の 向上

- 更に発展した技術開発(周辺技術等)の循環が生まれる。
- 自社技術をベースにした他社・大学との共同研究へと発展が期待できる。(新分野進出)

Business Merit

4

### 社員のモチベーション 向上

- 開発成果を「特許」というものさしで客観的な評価をすることができ、研究者の自信にもつながる。
- 報奨制度や表彰制度の充実により、研究者のやる気を引き出すことができる。
- 社員一人ひとりの意識が高まって会社が元気になり成長する。